

不動産サポート事業・業務委託契約書

依頼者甲、及び依頼者乙は、この契約書及び契約条項により、不動産取引全般に関連する業務を、UCC 株式会社（丙）に依頼し、UCC 株式会社はこれを受託する。

本契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、甲・乙、並びに UCC 株式会社が記名押印の上、各 1 通を保有する。

（目的）

第 1 条 甲及び乙は、（1）及び（2）表示の不動産案件に関して、（3）の委託業務を UCC 株式会社に委託し、UCC 株式会社はこれを受託する。

（1）土地の表示

所在			地番	
地目		土地面積	m ²	持分
備考				

（2）建物の表示

所在			家屋番号	
種類		構造	附属施設	
床面積	1 階	m ²	2 階	m ²
			延床面積	m ²
備考				

（3）委託業務の内容

（甲、乙は、□にチェックのある業務を委託し、チェックのない業務は委託しない）

- 不動産の調査、査定評価
- 不動産の売出
- 照会に対する対応
- 不動産売買契約の締結、及び融資申請など
- 売主、買主に対する折衝
- 不動産の決済、引渡しに関する連絡、調整、遂行
- 本件に関するクレーム対応、事後処理など
- その他、上記に関する事項

（委託業務）

第 2 条 甲、及び乙は、UCC 株式会社に、（3）記載の業務を委託することにより、（4）の委託手数料を不動産取引完了時に支払う。

2 UCC 株式会社は、本件の業務について、UCC 株式会社の判断、知見、経験等に基

づき業務を遂行する。

甲、及び乙はまた、UCC 株式会社に対し、その知り得る限り、出来る限りの本件業務に関する支援を行うものとする。

- 3 甲及び乙は、UCC 株式会社による本件業務の遂行につき、決済に至るまでの不平、支障、クレーム等については、一切、責任を負わないものとする。
なお、何らかの支障が予測、生起する場合、事前事後に、甲乙及び UCC 株式会社からの相談、協議につき、甲乙、及び UCC 株式会社で善後策等を講じることには問題ない。

(4) 業務委託料

①金 額	<input type="checkbox"/> 不動産サポート事業における対価 金 100,000 円 (消費税を含む)
②振込先 口座	金融機関名: ※ 預金種別 : ※ 口座番号 : ※ 口座名義人: ※ } ご契約時に公開します。

(報告の義務)

第 3 条 UCC 株式会社は、前条で委託された各業務に関する処理状況、並びに経過及び結果について、甲乙からの求めがある時、遅滞なく報告をしなければならない。

(委託業務の変更)

第 4 条 本件委託業務の内容を変更するときは、甲乙並びに UCC 株式会社協議の上、書面をもって変更するものとし、同書面は、本契約書と一体をなして本契約の内容となるものとする。

(有効期間)

第 5 条 本契約の有効期間は、不動産売買の完了を本質とすることから、その当該期間までとなる。

ただし、不動産売買契約が結ばれていない状態では、本契約の有効期間は、不動産売買の完了に向け、継続されるものとする。

- 2 前項の有効期間にかかわらず、諸条件により、甲乙が目的物件の決済、引渡しに至らない、融資の承認を得られない等の理由により、明らかに不動産売買契

約が効力を失った場合は、本契約も甲乙、並びに UCC 株式会社協議の上、終了するものとする。

(業務委託料)

第 6 条 甲乙は、目的物件の決済後、UCC 株式会社に対して、(3) ①記載の業務委託料を、同②記載の口座に振込送金の方法により支払う。なお、振込手数料は甲の負担とする。

2 UCC 株式会社は、甲乙に対し、前項の業務委託料とは別に、費用その他名目を問わず一切の金銭を請求しないものとする。

3 UCC 株式会社は、目的物件が決済に至らない場合(前条第 2 項により本契約が終了した場合を含む)、甲乙に対して、業務委託料を請求しないものとする。

(契約の解除)

第 7 条 甲又は乙は、相手方が本契約に違反した場合、相手方に相当の期間を定めて催告の上、本契約を解除することができる。

ただし、相手方が次のいずれかに該当する場合には、催告を要することなく、直ちに本契約を解除することができる。

①本契約にかかる重要な事項について、故意、若しくは重過失により、事実を告げず、又は不実のことを告げる行為をしたとき

②その他、本契約を継続し難い重大な事由が生じたとき

2 前項の場合を除き、甲及び乙は、本契約の有効期間中は、本契約を解除できないものとする。

(秘密保持)

第 8 条 UCC 株式会社は、正当な理由がない限り、委託業務により知り得た、本件不動産情報、並びに甲に関する秘密を第三者に開示しないものとし、これは本契約が終了した後も同様とする。

(反社会的勢力の排除)

第 9 条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の事項を確約する。

一 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、若しくはこれらに準ずる者、又はその構成員(以下これらを総称して「反社会的勢力」という)でないこと。

二 自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいいます)が反社会的勢力でないこと。

三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものでないこと。

四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。

イ 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

ロ 偽計、又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

2 甲又は乙が、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告を

要せずして、本契約を解除することができる。

これにより解除された者は、相手方に対し、解除による損害について一切請求できないものとする。

一 前項第1号又は第2号の確約に反する申告をしたことが判明した場合

二 前項第3号の確約に反し本契約をしたことが判明した場合

三 前項第4号の確約に反する行為をした場合

3 乙が前項の規定により本契約を解除したときは、甲に対して、約定の業務委託料に相当する金額（既に一部を受領している場合は、その額を除いた額。なお、消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を除く）を違約金として、請求することができる。

（管轄裁判所）

第10条 本契約に関する訴訟・調停その他一切の紛争の管轄裁判所を、目的物件所在地の管轄裁判所と定めるものとする。

（協議事項）

第11条 本契約に定めのない事項については、甲及び乙が誠意をもって協議の上、これを解決するものとする。

2022年 月 日

甲 住所
氏名

Ⓔ

乙 住所
氏名

Ⓔ

丙 住所 東京都葛飾区新小岩 2-2-3 山本ビル 1F
氏名 UCC 株式会社
代表取締役 木村永彬

Ⓔ